

公共事業再評価調書

所管課：道路街路課

1 事業概要 (整備目的)		事業名：主要地方道宜野湾北中城線道路改築事業 事業種別：一般県道改築事業 事業主体：沖縄県 事業箇所：北中城村 根拠法令：道路法 総事業費(百万円)：13,530 費用内訳：補助 9/10 主要地方道宜野湾北中城線は、国道58号、国道330号、国道329号を連結する中部圏域の東西道路として、また、沖縄自動車道のインターチェンジ及び中城湾港新港地区等へのアクセス道路として重要な路線であり、中部圏域の産業基盤を支援するとともに、近年の交通量の増加に伴う交通渋滞の緩和を図るものである。 平成10年度に北中城村石平～安谷屋間、平成12年度までに宜野湾市伊佐～普天間間の整備が完了し、本区間についても地元から早期整備の要請が強く、引き続き整備を行う必要がある。																											
		<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他()																											
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(米軍基地返還の遅れ)																												
3 再評価に至 った主な要因 (具体的理由)	<p>・当該事業区間の起点部北側は、在沖米軍海兵隊基地となっており、道路の拡幅により、基地の一部返還手続きが必要となるがSACO及び米軍再編等の関係で返還時期の見通しが立っていないことから工事に着手できない状況である。</p> <p>・事業地内に筆界未定(14筆)や多くの墓があり、その調査に時間を要している。また、周辺の土地利用及び歩道取り付けの関係から一定区間の工事発注に必要な土地取得に時間を要し工事発注が遅れている状況にある。</p>																												
4 事業の 進捗状況 (H20.3時点)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>事業費(百万円)</th><th>整備(km)</th><th>用地取得(千m²)</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td><td>13,530</td><td>2.6</td><td>144.5</td><td></td></tr> <tr> <td>実施済</td><td>7,972</td><td>0.0</td><td>104.6</td><td></td></tr> <tr> <td>率</td><td>59%</td><td>0%</td><td>72%</td><td></td></tr> </tbody> </table>					項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千m ²)		計画	13,530	2.6	144.5		実施済	7,972	0.0	104.6		率	59%	0%	72%					
項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千m ²)																										
計画	13,530	2.6	144.5																										
実施済	7,972	0.0	104.6																										
率	59%	0%	72%																										
5 事業効果の 評価指標 (検討年40年) (基準年H20) (単位:百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>① 走行時間短縮</th><th>422,307</th><th>① 事業費</th><th>13,530</th></tr> <tr> <th>② 走行経費低減</th><th>17,569</th><th>② 維持管理費</th><th>400</th></tr> <tr> <th>③ 交通事故減少</th><th>10,068</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総便益</td><td>449,944</td><td>総費用</td><td>13,930</td></tr> <tr> <td>基準年換算(B)</td><td>182,776</td><td>基準年換算(C)</td><td>13,630</td></tr> <tr> <td>費用便益比 (B/C) =</td><td>182776 / 13630 = 13.4</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					① 走行時間短縮	422,307	① 事業費	13,530	② 走行経費低減	17,569	② 維持管理費	400	③ 交通事故減少	10,068			総便益	449,944	総費用	13,930	基準年換算(B)	182,776	基準年換算(C)	13,630	費用便益比 (B/C) =	182776 / 13630 = 13.4		
① 走行時間短縮	422,307	① 事業費	13,530																										
② 走行経費低減	17,569	② 維持管理費	400																										
③ 交通事故減少	10,068																												
総便益	449,944	総費用	13,930																										
基準年換算(B)	182,776	基準年換算(C)	13,630																										
費用便益比 (B/C) =	182776 / 13630 = 13.4																												
6 事業を巡る 状況の変化	<p>① 社会・経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜舎場スマートIC(インターチェンジ)は平成18年9月から社会実験を行い、平成19年10月に本格的な運用を開始している。現在、同ICの利用者が増加して来ており、アクセス機能の強化が求められている。 ・中城湾港新港地区において、沖縄IT津梁パーク整備事業等の進展により、新たな企業の立地や雇用の創出が図られ、これらの施設への円滑なアクセスが求められている。 <p>② 地元・自治体：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年6月 北中城村長から、「県道宜野湾北中城線(安谷屋～渡口間)の整備について」の要請がある。 <p>③ 利害関係者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始時より2割から4割の土地価格の下落があり、単価不満から用地取得が難航している。任意交渉を行うとともに、土地収用法に基づく手続も視野に入れた対応を進める。 																												
7 事業の必要 性・効率性	<p>① 事業の必要性・緊急性・有効性など：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宜野湾北中城線は近年の交通量の増加に伴い、渡口交差点や仲順交差点などでは慢性的な交通渋滞を呈しており、早急な渋滞緩和が必要である。 ・沿線には北中城小学校及び北中城中学校、北中城村役場等が位置しているが、現道は、線形及び縦断勾配が厳しく、また、歩道幅員が狭小のうえ通過交通も多いことから、安全で快適な歩行空間の形成が必要である。 <p>② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)：</p> <p>終点の渡口交差点は、混雑緩和を図るために暫定的に付加車線を追加する整備を行っている。起点の喜舎場ハウジング地区は軍用地主会からの買取要望により、ほぼ用地買収は完了している。また、全用地取得予定面積のうち約72%が取得済みとなっていることから、現計画の推進が効率的である。</p> <p>③ 事業効果の発現状況：</p> <p>平成19年10月喜舎場スマートICの本格運用により、北中城村利用者の交通が分散され渋滞緩和が図られている。</p>																												
8 今後の対応 ・見通し	<p>① 事業計画等：</p> <p>・残りの用地取得を鋭意進め予定の事業期間での完了を目指す。</p> <p>② 対住民関係：</p> <p>・交渉が難航している箇所は、任意交渉を行うとともに、土地収用法に基づく手続も視野に入れた対応を進める。</p> <p>③ 執行体制等：</p> <p>・現体制で執行可能である。</p>																												
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止																												